

食安輸発0306第2号
平成27年3月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成27年2月20日付け食安輸発0220第5号）により実施しているところです。

今般、平成27年3月6日付け食安発0306第2号「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」により、下痢性貝毒の規制値が改正され、また、平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」により検査法が通知されたことから、上記通知の別添を下記のとおり改正し、別紙1のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」の別添「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」中、

「Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領」中、2 検査方法、(2) 試験方法の

エ. 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、「貝毒の検査法等について」（昭和55年7月1日付け環乳第30号）により、下痢性貝毒については、「下痢性貝毒の検査について」（昭和56年5月19日付け環乳第37号）により試験を実施する。

を

エ. 麻痺性貝毒、下痢性貝毒

麻痺性貝毒については、「貝毒の検査法等について」（昭和55年7月1日付け環乳第30号）によること。

下痢性貝毒については、ホタテガイにあっては、「下痢性貝毒（オカダ酸群）の検査について」（平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号）により、その他の貝類にあっては、「下痢性貝毒の検査について」（昭和56年5月19日付け環乳第37号）により試験を実施する。

に改める。